

コウサツ 高札 (一)宿驛の高札―藩政の時街道主要の驛又は渡船場には、庶民の非違を戒める爲、數種の高札が立てられてゐた。

是等の多くは幕府から發布したもので、元和二年八月『きりしたん門徒の事云々』の定、天和二年五月の『毒藥並にせ薬賣買之儀云々』以下の條々、同年月の『忠孝をはげまし云々』の條々、元禄十二年三月の『人賣買彌堅令禁止之云々』の定、明和七年四月の『何事によらずよろしからざる事に百姓大勢申合候をと、うとなへ云々』の定書等であつた。但し前記きりしたん禁止の高札には、寛永十五年十月藩が伴天連以下の訴人に増賞金を與へることを規定した高札が添へてあつた。

(二)海港の高札―主要なる海港にも亦幕府の法令が高札として立てられてゐた。その種類は、寛文七年閏二月の『公儀之舟不及申云々』の定、正徳二年八月の『前々より浦々高札相建云々』の定、正徳四年二月の『浦々に於て舟を借り候て云々』の定、同年十一月の『異國より拔荷を買取候金元をいたし云々』の定等であつた。

コウザンガクシヨ 鑛山學所 明治三年金澤兼六園内なる舊御殿に設けたもので、閏十月普魯西國人イ・フオン・デル・デツケンを聘し、鑛山・金石及び地質學を教授した。鑛山學所の生徒は、常に十數名に過ぎなかつたが、明治四年七月廢藩と共に之を止め、教師デツケンを解約した。

コウザンシヤ 黄山舎 金澤に於ける蕉風俳人の庵號。後川の門人車大初めて之を稱へ、年風の門人立介二代となつたが、その後を受けたものはなかつた。

コウザンジヨヨウ 廣山恕陽 曹洞宗の僧。

上野の人。丹後永澤寺・越前龍泉寺に歴住し、總持寺に出世し、慶長六年加賀の寶圓寺三代を領したが、十年これを門下量山繁應に譲り、前田利長に從うて富山に庵居した。十八年利長、法圓寺を高岡の郊外に起し、廣山をしてその開山たらしめた。十九年利長の薨す時その導師となり、元和九年正月十九日寂した。

コウザンヒシユウ 交山秘集 一册。初に連歌の發端、俳諧體などの事を記し、次に芭蕉翁三十三法口傳、月花の傳、後川俳諧口傳などを載せてゐる。文化十二年小松梅林院別當職の事もあるから、その頃の筆録であらう。

コウシ 貢士 明治元年二月十一日朝廷は列侯を三等に分ち、四十萬石以上を大藩、十萬石以上を中藩、一萬石以上を小藩とし、大藩からは貢士三名を出させた。加賀藩依つて三月廿六日木村九左衛門恕・陸原慎太郎・厚・永山平太政時を貢士として派遣し、後四月二十三日木村恕を止め、井口嘉一郎濟を以て之に代へた。

コウジン 廣慈院 不破彦三勝次の女で前田利常に養はれた者の法號。詳しくは廣慈院智海元觀比丘尼。

コウシマツリ 孔子祭 藩政の頃、二月上丁の日及び八月上丁の日に、儒者などの孔子祭を行ふものがあつた。藩の學校の釋菜は、天保九年までは正月元日に行つたのであるが、その翌年から二月上丁に改められた。若し事故があれば、二月中丁若しくは八月上丁にも延期せられた。

コウジヤマ 柑子山 鹿島郡南三郷に屬する部落。

コウジュ 孝壽 金澤城東妙具寺の住持であつたといふ。その作る所の老子安聽序一篇が燕巖風雅に載せられ、それには享和壬戌の夏とある。案するに妙具寺なるものは存せぬ。妙具山全性寺のことでもあるまいか。

コウシユイン 高守院 織田信雄の女で、前田利長夫人玉泉院に子養せられ、後藩臣生駒直義の室となつたもの、法號。

コウシユウイン 香集院 不破彦三光昌の女で前田利常に養はれた者の法號。詳しくは香集院關室清芳大姉。

ゴウシユウタカシマゴホリユウテンコウ 江州高島郡邑田考 一册。富田景周著。文祿中前田利家が近江高島郡津西濱・弘川の地を受け、寛文八年前田綱紀が海津中村町を受けるに至つた次第を記したものである。

コウジュジ 光壽寺 蔭涼軒日録延徳二年八月十二日の條に『能州光壽寺鳴谷方に可被遣一行之草案調之持來。』と見える。光壽寺は今存せぬ。

コウジュツホクユウキ 庚戌北遊記 一册。澤田宗堅著。寛文十年前前田綱紀在國の際、その儒臣澤田宗堅が、京を發し金澤に來た時の詩を集めたものである。

コウジュン 孝順 ↓イチニヨコウジュン 一如孝順。

コウジュン 巧遊 鸚鵡頑圃の孫で、如遊玄慶の第三子。童名瑠璃壽。越前藤島超勝寺に居たが、文明六年加賀に來り、能美郡能美村に住して定地坊と號し、大永三年十一月十八日寂、八十六歳。

コウジュンジ 康順寺 羽咋郡相神に在つ

て、眞宗東派に屬する。

コウシヨウ 廣彰 河北郡川尻眞宗東派性光寺の住侶。開神坊と號し、開悟院靈社に學び、寮司に進み、最も説教に長じた。嘉永七年二月九日寂。

ゴウシヨウ 郷庄 藩政以前に漸次變遷して來た郷庄名は、藩政時代に入つて行政上まで必要がなくなつても、依然傳統的に襲用せられた。しかし、大聖寺藩領になつた江沼郡だけは、どうしたものか全くそれを失うて、西庄・北濱・山中谷・湯回・能美境・那谷谷・四十九院谷・奥山方の稱呼を便宜上使用してゐたに過ぎぬ。その加賀藩領に屬する郷庄は左の通りであつた。

能美郡	栗津郷	輕海郷	苗代郷
板津郷	德橋郷	山上郷	
石川郡	金浦郷	湯浦郷	石浦庄
犀川郷	富樫庄	河内庄	
林郷	五ヶ庄	押野庄	
中奥郷	山島郷	笠間郷	
中村郷	横江郷	米丸郷	
大野庄	戸板郷	鞍月庄	
長屋庄			
河北郡	湯浦郷	金浦郷	小坂庄
	鞍月庄	井上庄	五ヶ庄
	笠野郷	河村郷	金津庄
英田郷			
羽咋郡	押水大海庄	押水中庄	押水北庄
	邑知院内	邑知院内	邑知院内
	志雄庄	粟生保	羽咋正院
	邑知院内	邑知院内	邑知院内
	菅原庄	太田富永保	若部保
	邑知院内	邑知院内	甘田保
	尾長保		
	加茂庄	大坂保	土田庄